

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する

消費税の課税選択の変更に係る特例(案)

※ 本特例の実施については、関係法案が国会で成立することが前提となります。

税務署に申請し、承認を受けることにより、
課税期間開始後であっても、
消費税の課税事業者を選択する（やめる）ことができます

- 消費税の課税事業者を選択する（又はやめる）にあたっては、原則として、その課税期間の開始前に届出書を提出する必要がありますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者につき、次の要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる予定です。

要件

- ① 特例に係る法律（案）の施行後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、
令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、
一定期間（1ヶ月以上の任意の期間）の収入が、
著しく減少（前年同期比概ね50%以上）した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合

（注）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。

- ◆ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2ヶ月
- ◆ 個人：課税期間の翌年の3月末

本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合、
課税事業者を2年間継続する必要はありません

- 本特例により課税事業者を選択した課税期間の翌課税期間において、課税事業者の選択をやめることも可能です。

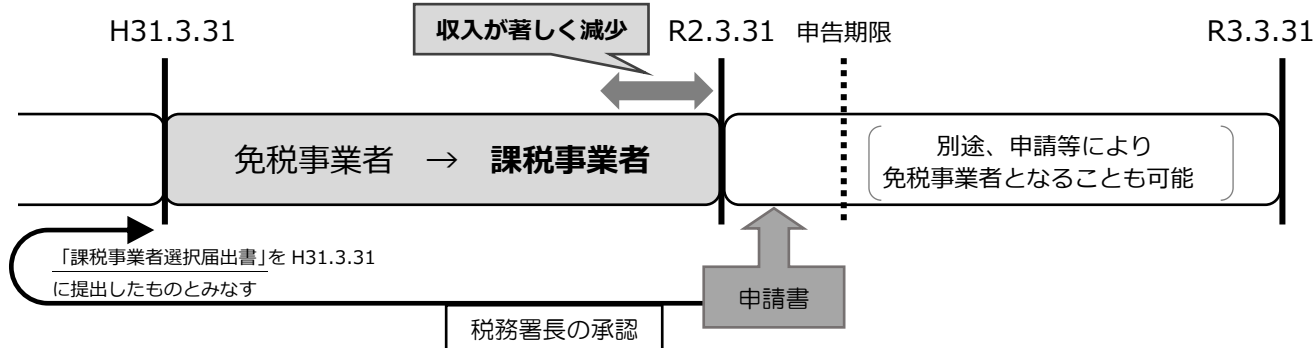
（注）免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

※ 詳細については、決まり次第、順次、下記ページの情報を更新します。
https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html



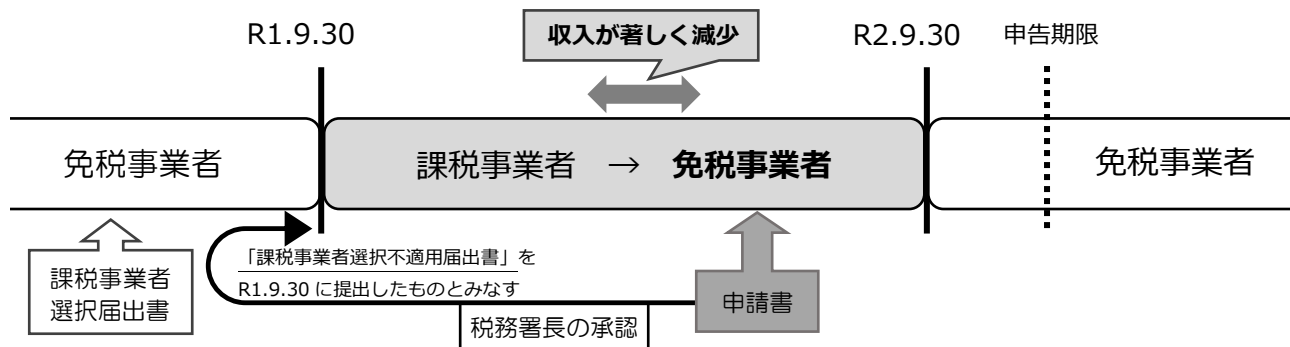
免税事業者が課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年3月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合（3月末決算法人の場合）



課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例

当初、令和2年9月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年9月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（9月末決算法人の場合）



(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

2月末決算法人の皆様へ

- ▶ 2月末決算法人につきましては、本特例に係る法律（案）の施行時に、既に本特例の申請期限が過ぎている可能性もあります。法人の消費税の申告期限は課税期間の終了の日の翌日から2ヶ月以内ですが、国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づき、その申告等の期限延長の適用を受けている場合には、本特例の対象となる可能性があります。国税通則法11条の規定に基づく期限延長につきましては、最寄りの税務署にご相談ください。

簡易課税制度の適用に関する特例について

- ▶ 消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法37条の2）。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）ことができます。